

令和3年

上尾市教育委員会6月定例会
議案資料

目 次

議案第36号 資料	行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する 裁決について -----	1
------------------	--	---

諮問番号： 令和2年度諮問第1号

答申番号： 令和2年度答申第1号

答申日： 令和3年6月10日

事件名： 平成25年9月定例会一般質問における、学校教育部長（当時）の答弁の根拠となる文書・資料等で上尾市教育委員会事務局として保有しているものについての不存決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

2013（平成25）年9月市議会本会議で、学校教育部長（当時）は秋山もえ議員の「夏休みの5日間削減について、ことし1月の教育委員会定例会において、非公開で協議されたのはなぜか伺います。」という質問に対して、「上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めている審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）にのっとり進めているところでございます。」との答弁の根拠となる文書・資料等で上尾市教育委員会事務局として保有しているもの（以下「本件対象文書」という。）につき、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、上尾市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、公開請求（以下「本件公開請求」という。）に係る行政文書を保有していないことによる非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

上尾市議会学校教育部長が根拠を示したうえで答弁しているにもかかわらず、その答弁の根拠となる文書・資料を上尾市教育委員会事務局が保有していないはずがないので、文書不存の非公開決定について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

2013（平成25）年9月市議会本会議での、講内学校教育部長は、秋山もえ議員の「夏休みの5日間削減について、ことし1月の教育委員会定例会において、非公開で協議されたのはなぜか伺います。」という質問に対して、上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いについては、「指針」にのっとり進めて

いると答弁している。よって、答弁の根拠となる「指針」を実施機関は当然保有しているはずである。

第3 実施機関の主張趣旨

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決をすべきである。

2 処分の理由

審査請求人は、答弁の根拠となる「指針」を実施機関は当然保有しているはずと主張する。

原処分の決定に当たって、処分庁は、請求のあった文書を「会議の公開又は非公開を判断する根拠となる文書」とは捉えておらず、「答弁そのものの根拠となる文書」と捉え、当該文書を保有していないことから非公開決定したものである。

そして、今般の審査請求によって、請求文書が「指針」であることが明示されたことにより、請求文書が特定されたところであるが、処分庁は、当該文書について、上尾市として所有する例規データベース上のデータを閲覧、印刷することは可能であり、保有していることを認めるところである。

しかしながら、特定された文書は、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」に該当し、条例が公開の対象とする行政文書には該当しない。

以上のことから、処分庁は、審査請求を容認することはできない。

第4 審査請求の経緯及び調査審議の経過

1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年5月29日、条例第6条第1項の規定により本件対象文書についての公開を請求した。
- (2) 実施機関は、令和2年6月5日に、条例第11条第3項の規定により、本件対象文書について、作成されていないことを理由に本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年9月4日に実施機関に対して、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるため、本件審査請求を行った。

- (4) 実施機関は、令和2年9月29日付で弁明書を審査請求人に送付し、当該弁明書の写しを添えて審査会に諮問した。

2 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年10月16日	実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年11月26日	審査請求人から反論書及び口頭意見陳述申立書を受理
令和2年12月9日	審査請求人から質問趣意書を受理
令和2年12月24日 (審査会 1回目)	事件の概要説明 争点整理 質問趣意書の取扱いについての審議
令和3年3月2日 (審査会 2回目)	審査請求人による口頭意見陳述の実施及び実施機関からの意見聴取並びに答申案の検討
令和3年4月27日 (審査会 3回目)	答申案の審議

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、第1条において「この条例は、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、及び市民による市政の参加の充実を推進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」と定めており、原則として公開することにより、市政運営を透明なものとし、結果として、市民の理解と信頼の確保が図られることになっているとしている。

当審査会は、行政文書の公開を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 条例第6条第1項第2号及び同条第2項について

情報公開の手続きに関し、条例第6条第1項では「行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公

開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない」と規定している。そして、その記載すべき事項として、同項第2号において、「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項」と規定している。

3 本件対象文書の特定の経緯

(1) 審査請求人は、本件公開請求書において、「上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めている審議会等の会議の公開に関する指針にのっとって進めている」という「講内答弁の根拠となる文書・資料等で上尾市教育委員会事務局として保有しているもの」を公開請求の対象文書としている。

(2) しかし、本件審査請求書においては、「答弁の根拠となる「指針」を上尾市教育委員会事務局は当然保有しているはず」と主張しており、本件公開請求の対象文書が「指針」であることを初めて、具体的に示している。

実施機関は弁明書において、請求のあった文書を「会議の公開又は非公開を判断する根拠となる文書」とは捉えておらず、「答弁そのものの根拠となる文書」と捉えていたと述べており、審査請求によって、請求文書が「指針」であることが明示されたことにより、請求文書が特定されたと主張する。

(3) 審査請求人は、本件公開請求では明示しなかった「指針」を審査請求書において明らかにしており、さらに、その後の反論書において、請求人が開示を求めたのは、「2013年当時の「指針」」であると主張している。

また、反論書において、本件公開請求を行った理由として、教育委員会定例会の報告事項において、「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」の根拠が「指針」ではないことが明白になったことから、「2013年9月議会での講内答弁」について教育委員会がどう対応しているのかを知るためであったと主張している。

さらに、反論書の最後において「一刻も早く備考欄に講内答弁は誤りであったことを申し添えます」と記述した処分通知書を請求人に手交して頂くよう望むものです。そうした対応をしていただくのであれば、請求人はこの件についてはこれ以上の審査請求を望むものではありませんと主張している。

4 「指針」について

実施機関は「指針」の保有は認めているが、条例第2条第2号イに規定す

る「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」として、情報公開の対象文書ではないと主張するが、審査請求人が求めている「2013年当時の「指針」」は2019年（令和元年）に改正されている。

2013年当時のものと現行のものがどのように改正されているかは、現行のものを閲覧しただけでは判断できず、例えば審査請求人が問題にしている部分が2013年当時のものと現行のものと同様であったとしても、公開を求めている文書は、2013年当時のものであって、改正後の現行の「指針」とは異なる文書である。

また、「2013年当時の「指針」」は、上尾市例規集（業務用）で実施機関において閲覧及び印刷が可能であるが、市民が閲覧できるWeb版の上尾市例規集では、「2013年当時の「指針」」は閲覧できない。

よって、「2013年当時の「指針」」は、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」には該当しない。

5 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は本件対象文書を「答弁そのものの根拠となる文書」として、答弁作成に当たっての基礎資料を特定したが、本件公開請求書の記載内容からすれば、実施機関がこのように特定したことについて不当であるとはいえない。

審査請求人による本件公開請求の対象となる文書は「2013年当時の「指針」」であったことが本件審査請求の手続きの中で明らかになったが、そもそも公開請求書において、当初から、情報公開の対象文書が「2013年当時の「指針」」であることを明記することで、実施機関において、審査請求人の求める対象文書を客観的に特定することが可能であったと考えられる。

審査請求人が、公開請求するに際して行政文書の名称を示すことが可能であったにもかかわらず、示さない行為は、文書の特定に支障を来すものであり、望ましい行為ではない。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記内容のほか、議会答弁は誤りであった旨を記述した処分通知書の手交を望むとのことであるが、本件審査請求の争点である本件対象文書の存否とは直接関係ないため、当審査会においては言及しない。

7 結論

以上のことから、実施機関が行政文書公開請求書に記載された内容から本件対象文書を「答弁そのものの根拠となる文書」と特定し、当該文書は保有していないため公開できないとしたことは不当とはいえない。

したがって、「第1審査会の結論」のとおり答申するものである。

第6 付言

本件対象文書は、実施機関及び審査請求人の解釈の違いにより、双方に文書の特定に齟齬が生じたものであるが、本件公開請求書において「2013年当時の「指針」」と明確に記載されていたならば、実施機関は公開請求の対象文書を容易に特定でき、齟齬が生じることが防げたのではと考えられる。

本来、行政文書の公開請求の対象となる文書は、公開請求書に記載された内容を客観的に捉えて特定するものであり、公開請求書の記載内容に不明確な部分がある場合には、処分決定後にトラブルに発展しないよう、実施機関は請求人に対し、その趣旨を確認したうえで公開請求書の記載内容を明らかにし、文書の特定に努めるべきである。また、審査請求人に対しても文書の特定に協力するよう切望する。

上尾市情報公開・個人情報保護審査会委員

高松 佳子（会長）

渡辺 英人

織田 恭央

【 白紙 】